

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和元年11月25日(月) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	青木敬博君	2番	長沢正君
3番	四宮和彦君	4番	宮崎雅薫君
5番	大川勝弘君	6番	重岡秀子君

○出席議員 4名

議長	佐山正君	副議長	中島弘道君
議員	井戸清司君	議員	杉本憲也君

○オブザーバー 4名

議員	仲田佳正君	議員	鈴木絢子君
〃	浅田良弘君	〃	石島茂雄君

○出席議会事務局職員 5名

局長	稲葉和正	局長補佐	富岡勝
係長	山田恵理子	主査	森田洋一
主事	山田拓己		

○会議に付した事件

1 市議会12月定例会の運営について

- (1) 議案の付託、即決について
- (2) 人事案の取り扱いについて
- (3) 請願、陳情の取り扱いについて
- (4) 一般質問について
- (5) 会期及び日程について
- (6) その他

2 その他

- (1) 令和元年度議会費12月補正予算について
- (2) その他

○会議の経過概要

○委員長(宮崎雅薫君)開会する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、市議会12月定例会の運営についてを議題とする。

(1) 議案の付託、即決についてから(6) その他までを事務局長から説明する。

○事務局長（稲葉和正君）順次、説明をする。(1) 議案の付託、即決についてからである。資料の1ページから5ページまでをご参照願う。

当局提出議案については、専決報告6件、条例11件、単行議案1件、補正予算6件、人事案件3件、合計27件である。それぞれの提出議案について、その概略を説明する。

最初に、専決報告6件について申し上げる。まず、市認第15号 令和元年度伊東市一般会計補正予算（第5号）専決処分の報告承認については、台風15号、19号による災害復旧及び市内緊急経済対策のため、災害復旧費に3,000万円、観光商工費に6,000万円を追加する一般会計補正予算（第5号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、10月21日付けで専決処分を行ったものである。主な補正内容は、市内緊急経済対策として、観光商工費において、大手宿泊予約サイトを使ったキャンペーンや、商工会議所と連携した経済対策事業の実施などの特別誘客宣伝事業委託料5,000万円や、台風の被害等により、見込み額が増となった住宅リフォーム振興事業補助金1,000万円を追加し、災害復旧費において、農業用施設災害復旧費に、池鳴川応急復旧に係る調査設計委託料1,300万円及び工事請負費900万円を計上するとともに、清掃用施設災害復旧費に、台風15号による災害ごみの運搬・処理委託料800万円を計上したもので、これらを賄う歳入として、財政調整基金繰入金9,000万円を計上している。専決処分の報告承認については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったとして、同法第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるもので、即決でお願いする。

次に、市報第5号 市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告については、令和元年9月8日から9月9日にかけて通過した台風15号により、伊東市老人憩の家城ヶ崎荘敷地内の樹木が倒れ、隣接する家屋の一部を損壊させたものであり、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年10月28日に専決処分を行ったため報告を行うものである。

次の市報第6号 市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について及び市報第7号 市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告については、令和元年9月8日から9月9日にかけて通過した台風15号により、伊東市立夜間救急医療センター機械室屋根の一部が破損及び飛散し、隣接する家屋2棟のそれぞれ一部を損壊させたものであり、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年11月8日に専決処分を行ったため報告を行うものである。

次の市報第8号 市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告については、

令和元年9月8日から9月9日にかけて通過した台風15号により、伊東公園内の樹木が枝折れ及び飛散し、隣接する家屋の一部を損壊させたものであり、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年11月8日に専決処分を行ったため報告を行うものである。

次の市報第9号 市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告については、令和元年9月8日から9月9日にかけて通過した台風15号により、市営城平住宅C棟屋根の一部が破損及び飛散し、同住宅C棟駐車場に駐車中であつた車両を傷つけ損害を与えたものであり、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年10月29日に専決処分を行ったため報告を行うものである。以上、市の義務に属する損害賠償の額の決定についてのこれら5件については、賠償額がいずれも100万円以下であつたため、市議会の委任による専決処分を行い、これを報告するもので、質疑のみとなる。

続いて、条例11件について申し上げる。まず、市議第21号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例は、令和2年4月1日に実施する組織機構の見直しに伴い、関係する条例を改正するもので、伊東市総合計画審議会条例及び伊東市特別職報酬等審議会条例の2件の条例を一部改正するものである。令和2年4月1日から施行するとしている。常任総務委員会付託をお願いする。

次の市議第22号 伊東市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例は、令和2年4月から一般社団法人伊東観光協会及び社会福祉法人伊東市社会福祉協議会に本市職員を派遣するため、派遣先団体に一般社団法人伊東観光協会及び社会福祉法人伊東市社会福祉協議会を加える改正を行うとともに、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い引用条項の整理を行うもので、令和2年4月1日から施行するとしている。常任総務委員会付託をお願いする。

次の市議第23号 伊東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公務員法が改正されたこと及び令和元年人事院勧告において、俸給表の水準の0.1%、勤勉手当の0.05月分の引き上げ等が勧告されたことに伴う改正及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち、「成年被後見人又は被保佐人」が削除されることに伴い、期末手当の支給制限の規定について所要の改正を行うものである。また、令和元年12月期の勤勉手当を、0.925月から0.975月に引き上げ、令和2年度以降は、勤勉手当を6月期、12月期とも0.95月に改めるとともに、住宅手当についても改定を行うもので、公布の日から施行し、12月期の勤勉手当を0.975月とし、給料表を引き上げる改定は平成31年4月1日から適用するとし、また、住宅手当の改定及び勤勉手当を6月期、12月期とも0.95月に改正する規定は、令和2年4月1日から施行するとしている。常任総務委員会付

託をお願いする。

次の市議第24号 伊東市職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公務員法が改正され、地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち、「成年被後見人又は被保佐人」が削除されることに伴い、退職手当の支給制限の規定について所要の改正を行うもので、公布の日から施行するとしている。常任総務委員会付託をお願いする。

次の市議第25号 伊東市森林環境整備基金条例は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税により実施した森林整備事業における森林環境譲与税の充当残額について、次年度以降の森林環境整備に関する施策に必要な経費に充てることとされているため、基金を設置するもので、条例において、目的、管理、運用益金の処理、繰替運用、処分等について必要な事項を規定し、公布の日から施行するとしている。常任観光建設委員会付託をお願いする。

次の市議第26号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、児童福祉法が改正され、養育里親及び養子縁組里親の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人」が削除されることに伴い、引用条項の整理を行うもので、公布の日から施行するとしている。常任福祉文教委員会付託をお願いする。

次の市議第27号 伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び設置に関する基準の一部を改正する省令が施行され、放課後児童支援員研修の施行者に政令指定都市の長が追加されるとともに、学校教育法の一部を改正する法律が施行され、専門職大学制度が創設されたことにより、放課後児童支援員の資格要件が拡大されたことに伴う改正で、放課後児童支援員が修了すべき研修の施行者に政令指定都市の長を加えるとともに、放課後児童支援員認定資格研修の受講対象者に専門職大学の前期課程を修了した者を追加する改正を行い、公布の日から施行するとしている。常任福祉文教委員会付託をお願いする。

次の市議第28号 伊東市散骨場等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正で、経営の許可に係る欠格条項について「成年被後見人又は被保佐人」を削除するとともに条項の整理を行い、公布の日から施行するとしている。常任総務委員会付託をお願いする。

次の市議第29号 伊東市競輪事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例は、令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、伊東温泉競輪事業臨時従事員の給与の種類

及び基準を定めるため制定するもので、条例において、給与、給料及び通勤手当を初め各種手当等について、必要な事項を規定し、令和2年4月1日から施行するとしている。常任観光建設委員会付託をお願いする。

次の市議第30号 伊東市公共下水道事業の設置等に関する条例は、将来にわたり安定的な下水道サービスを提供していくため、公営企業会計方式により、みずからの経営・資産等を正確に把握し、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組むため、令和2年度から、本市公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用し、企業会計へ移行させるため制定するもので、条例において、設置の目的や財務規定等の適用、重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除、会計事務の処理等のほか、必要な事項を規定し、令和2年4月1日から施行するとしている。常任観光建設委員会付託をお願いする。

次の市議第31号 伊東市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、民法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されることにより、法定利率が改定されるため、市営住宅の明渡し請求に関して生じる利息の利率について改定するもので、不正入居者に対する明渡し請求時の徴収金額に係る利率を「年5分の割合」から「法定利率」に改める。令和2年4月1日から施行するとしている。常任観光建設委員会付託をお願いする。

次に、単行議案1件について申し上げる。市議第32号 伊東市老人憩の家城ヶ崎荘及び城ヶ崎デイサービスセンターの指定管理者の指定については、公の施設の管理運営について指定管理者を指定するもので、公募により、社会福祉法人城ヶ崎いこいの里の指定を予定し、指定管理の期間は令和2年4月1日から5年間としている。なお、指定管理に係る予算措置については、市議会12月定例会に提出の補正予算で債務負担行為を設定するとしている。本議案は、単行議案として委員会付託を省略し、即決の扱いをお願いするが、指定管理に係る予算措置については、今定例会に提出されている一般会計補正予算（第6号）で債務負担行為の設定をするため、本会議では、債務負担行為の設定を含む補正予算の付託後に上程し、説明から質疑までにとどめ、最終本会議において、債務負担行為の設定をする補正予算のご決定をいただいた後、議事を継続し、討論、採決を行う扱いとさせていただきたい。

次に、補正予算について申し上げる。まず、市議第33号 令和元年度伊東市一般会計補正予算（第6号）は、補正予算の規模は、5億4,828万円の追加で、補正後の額を279億1,457万6,000円とするものである。主な補正内容は、歳出の総務費において、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、観客輸送中継地点となる伊東駅周辺の暑さ対策用品の購入経費1,400万円や、外国人向けのパンフレット作成経費等300万円の追加をし、民生費においては、障害者自立支援事業で不足が見込まれる地域生活支援事業給付

費 200 万円や障害児給付費 4, 200 万円を追加、1 億 6, 700 万円とするとともに、制度改正に伴い年間の給付回数が増加した児童扶養手当 3, 926 万 2, 000 円を増額している。

観光商工費において、商工業振興補助事業で不足が見込まれる木造住宅建替え支援事業費補助金 440 万円や空き店舗対策事業費補助金 694 万円などの追加をし、土木費では、公共施設危険箇所対策事業において、台風 15 号、19 号による、市道等における倒木などの被害に緊急的に対応するための経費 3, 800 万円を追加するとともに、耐震対策推進事業では、不足が見込まれる木造住宅耐震改修助成事業費補助金 1, 100 万円を追加としている。教育費では、小学校管理事業において、新学習指導要領に対応するための各教科の指導書 2, 300 万円及び教材の購入経費 350 万円の追加や、小学校情報教育推進事業において、競輪事業収益金を活用し、ICT 教育環境整備のため、全普通教室に電子黒板と専用パソコンを配備するための経費 8, 000 万円を計上するとともに、社会体育施設管理運営事業においても、競輪事業収益金を活用し、大原武道場に空調設備を設置するための経費 2, 000 万円を計上し、また、歳出各款にわたり、人事院勧告や人事異動などに伴う人件費の整理を行うとともに、職員の産休や育児休業などに対応する臨時職員賃金を追加する補正を行うとしている。

これらの歳出を賄う歳入として、補正する事業に見合った国県支出金の増額補正のほかに、交付金額が確定した地方特例交付金 1, 399 万 7, 000 円や普通交付税 5 億 3, 960 万 3, 000 円を追加するとともに、財政調整基金からの繰入金 2 億 5, 000 万円については減額としている。なお、2 つの公の施設の指定管理委託料をはじめ、市民課窓口委託事業や小中学校パソコンリース事業等について、債務負担行為を設定としている。

本会議における質疑については、4 つに区分し、一つ目として歳出第 1 款議会費、第 2 款総務費、第 3 款民生費、第 4 款衛生費の 4 款、二つ目として第 6 款農林水産業費、第 7 款観光商工費、第 8 款土木費の 3 款、三つ目として第 9 款消防費、第 10 款教育費、第 11 款災害復旧費、第 13 款諸支出金、第 14 款予備費の 5 款、4 つ目として歳入全般、債務負担行為の補正及び地方債の補正、以上 4 つに区分して質疑を行い、各所管常任委員会へ分割付託とさせていただきたい。

次の市議第 34 号 令和元年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）は、補正予算の規模は、4 億 3, 341 万 5, 000 円の追加で、補正後の予算規模を 201 億 8, 341 万 5, 000 円とするものである。主な補正内容は、歳入における前年度繰越金の計上と、歳出においては一般会計への繰り出しと、競輪施設改善基金及び競輪事業基金への積立金を増額するとともに、全国競輪施行者協議会負担金を追加としている。常任観光建設委員会付託をお願いする。

次の市議第35号 令和元年度伊東市霊園事業特別会計補正予算（第1号）は、補正予算の規模は、939万1,000円の追加で、補正後の予算規模を3,659万1,000円とするものである。主な補正内容は、歳出において、墓所内進入路の拡幅などの修繕料や墓所使用者の墓所返還に伴う還付金を計上するとともに、基金への積立金を追加し、また、歳入では、墓所使用料の追加及び平成30年度決算確定に伴う繰越金を計上している。常任総務委員会付託をお願いする。

次の市議第36号 令和元年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、補正予算の規模は、3億1,120万4,000円の追加で、補正後の予算規模を82億3,420万4,000円とするものである。補正内容は、歳出において、不足が見込まれる居宅介護サービス給付費や保険給付支払準備基金積立金の追加などが主なもので、歳入では、給付費の増額に見合う国県支出金や、一般会計繰入金などを追加している。常任福祉文教委員会付託をお願いする。

次の市議第37号 令和元年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、補正予算の規模は、8,068万9,000円の追加で、補正後の予算規模を20億8,868万9,000円とするものである。補正内容は、歳出において、広域連合に対する保険料負担金の追加などが主なもので、歳入では、一般会計からの療養給付費繰入金の追加や、平成30年度決算確定に伴う繰越金の計上が主なものとしている。常任総務委員会付託をお願いする。

次の市議第38号 令和元年度伊東市水道事業会計補正予算（第1号）は、補正予算の規模は、収益的収入を47万8,000円増額し、補正後の額を17億114万9,000円とし、収益的支出に3,455万6,000円を加え、補正後の額を16億142万8,000円とし、また、資本的支出を54万3,000円減額し、補正後の額を10億4,664万8,000円とするものである。補正内容は、収益的支出においては、荻城ノ平水源紫外線照射施設建設に関する変更認可設計委託料の計上と台風15号及び19号の対応に要した手数料、委託料、工事請負費及び時間外勤務手当等人件費を計上し、収益的収入及び資本的支出においては、人件費の整理を行うとしている。常任観光建設委員会付託をお願いする。

続いて、(2) 人事案の取り扱いについてである。資料6ページをごらん願う。

まず、市選第5号 教育委員会委員任命の同意については、令和元年12月24日に任期満了となる沼田芳美氏の後任者の選任の同意を求めるものである。

次の市諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、令和2年3月31日に任期満了となる丸井重孝氏の後任者の推薦について、意見を求めるものである。

次の市諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、令和2年3月31日に任期満了となる山口早苗氏の後任者の推薦について、意見を求めるものである。

次に、(5) 会期及び日程についてである。資料7ページ及び8ページをごらん願う。会期は、11月29日(金)から12月13日(金)までの15日間の提案である。日を追って説明する。11月29日(金)に開会し、会期の決定の後、一般質問に入る。30日(土)及び12月1日(日)は休会、2日(月)に一般質問の第2日目、3日(火)は一般質問の第3日目、4日(水)は議案審議をお願いする。5日(木)は、常任観光建設委員会を第2委員会室、常任福祉文教委員会を第1委員会室にて、それぞれ午前10時からの同時開催を、6日(金)は、常任総務委員会を第2委員会室にて午前10時からお願いし、7日(土)及び8日(日)は休会、9日(月)、10日(火)及び11日(水)は本会議なし、12日(木)は議会運営委員会、13日(金)を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告及びご決定、単行議案1件のご決定、人事案3件のご決定などをお願いしたい。

次に、(6) その他 であるが、1点、ご案内をさせていただく。開会日の11月29日金曜日、12時30分に市役所1階市民ロビー駐車場側において、第20回静岡県市町対抗駅伝競走大会伊東市代表選手団の出発式が執り行われる。選手激励のもとお送りくださるよう、ご案内させていただく。

以上が、市議会12月定例会の運営案である。よろしくご協議のほど、お願いする。

○委員長(宮崎雅薫君) まず、(1) 議案の付託、即決について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎雅薫君) 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎雅薫君) ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 人事案の取り扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎雅薫君) 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

人事案の取り扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎雅薫君) ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 請願、陳情の取り扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎雅薫君) 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取り扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは、恐れ入るが、各会派における一般質問実施者数を順次お知らせ願う。

○1番（青木敬博君）2人。

○2番（長沢 正君）3人。

○3番（四宮和彦君）2人。

○5番（大川勝弘君）1人。

○6番（重岡秀子君）2人。

○委員長（宮崎雅薫君）あらかじめ議長において、内々会派に所属していない議員に確認をしたところ、5名の方が実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については最大15名ということで調整し、決定させていただきたいと思う。

これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明する。

○事務局長（稲葉和正君）改めて、一般質問の順序について説明申し上げる。第1日目、11月29日金曜日、1番 正風クラブの1人目、2番 公明党の1人目、3番 清和会の1人目、4番 正風クラブの2人目、5番 自民・伊東新時代。の1人目。第2日目、12月2日月曜日、1番 日本共産党の1人目、2番 公明党の2人目、3番 清和会の2人目、4番 日本共産党の2人目、5番 公明党の3人目。第3日目、12月3日火曜日、会派に所属していない議員の1人目から5人目となり、順番は通告順となる。

○委員長（宮崎雅薫君）一般質問については、1人50分以内、関連質問なしで行う。また、質問の順序についても、説明のとおりでお願いします。

以上のとおり決定することに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。なお、通告期限については、申し合わせに基づき、あす、11月26日（火）の正午までとしているので、ご留意願う。また、できるならば、通告期限にかかわらず早目に提出いただくよう、ご協力をお願いします。

次に、(5) 会期及び日程について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(6) その他での、第20回静岡県市町対抗駅伝競走大会伊東市代表選手団出発式については、事務局長からの説明のとおりご承知おき願う。

そのほかに12月定例会の運営について委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第1、市議会12月定例会の運営についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第2、その他を議題とする。(1) 令和元年度議会費12月補正予算について及び(2) その他について、事務局長から説明する。

○事務局長（稲葉和正君）2 その他について申し上げます。(1) 令和元年度議会費12月補正予算について説明する。資料の9ページをご参照願う。12月定例会にお願いする議会費補正は、73万2,000円を追加して、補正後の予算規模を2億1,286万2,000円とするものである。今回の補正は、人件費関係については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた一般職の職員の給料表及び勤勉手当の改定並びに4月の人事異動に伴う事務局職員の人件費関係の整理を行うとともに、需用費において、初当選議員6人に対する防災ヘルメット及び防災服の貸与に要する費用並びに市議会だよりの用紙代の高騰に伴い不足する印刷製本費を追加するものである。

最後の(2) その他であるが、事務局からはない。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 令和元年度議会費12月補正予算について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

令和元年度議会費12月補正予算についてを終了する。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）今回の代表者会議でうちの代表が申し上げたと思うが、一般質問を3役はできない。当然、議長は議会運営をしているから無理であるが、今、議員定数が20人となっ

ている中で、例えば、監査委員は一般質問を控えましょうということは見直す時期に来ていると思う。特に予算・決算にかかわる質問でなければ、監査委員だからといって一般質問をやるはならないということは別にないだろう。前例がないということはあるだろうが、他の自治体では監査委員が一般質問をやっているところはいくらでもあるので、積極的にやっていくことを、どの場で検討するのかということもあるが、議会の中で検討していただきたい。例えば、議長、副議長については、議長に何らかの事故があった時には副議長がバックアップしなければならないこともあるので、なかなか難しいところもあるが、監査委員については、そういうことは問題ないだろうと思うので、見直しを今後皆さんで検討していただきたいと思っている。

○委員長（宮崎雅薫君）前期から議会改革の検討会をやっているということで、今期は正式な立ち上げはまだしていないが、四宮委員のご意見を踏まえ、議会活動活性化協議会のような検討会を改めて立ち上げて検討するという形でいかがか。

○3番（四宮和彦君）とりあえず検討する場がないので、まずは場を設けて、進めていただきたい。

○委員長（宮崎雅薫君）議運の中で改めてそういった協議会を立ち上げていくことといたしたい。ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第2、その他を終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和元年11月25日（月）午前10時45分（会議時間45分）

以上の記録を認める。

令和元年11月25日

委員長 宮崎 雅薫